

令和8年度 住宅リフォーム等支援事業費補助金

最大50万円の補助を受けることができます

※工事契約前(見積り段階)での申し込みが必要です ※予算が無くなり次第終了します

| 工事内容 | 要件工事 | | | その他対象工事 |
|--------------|--|--|--|---|
| | 一般型 | 移住型 | 世帯型 | |
| ◇やまぼっかりノベ | 二重窓、断熱材等工事(基準あり) | | | 給湯器交換、エアコン 取付工事、屋根・外壁 の塗装、フローリングや 天井クロスの張替など |
| ◇バリアフリー化 | 手すり、段差解消等工事 | | | |
| ◇克雪化 | 雪止め設置等工事 | | | |
| ◇県産木材使用 | 県産木材を使用した工事 | | | |
| 世帯要件 | 右記以外の世帯 | ・令和3年4月1日以降に山形県外から上山市へ移住された世帯 ・東日本大震災後、令和3年3月31日までに岩手県、宮城県、もしくは福島県から上山市へ移住(転入)された方を含む世帯 | ・新婚世帯 婚姻してから5年以内である世帯 ・子育て世帯 平成20年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯 | — |
| 補助率 | 20% | 30% | | 10% |
| 上限額 | 15万円 | 30万円 | | 10万円 |
| 加算要件 | 「やまぼっかりノベ」に該当する工事の場合、 全体改修：20万円 部分改修：10万円 | | | — |
| 令和8年度から補助対象外 | ・家電の購入費用 エアコン、給湯器、暖房機(埋込式を除く)など ・住宅とは別棟の、車庫、物置、カーポート等の工事費 ※「工事費の総額が税込み30万円以上」には含んでよい ※家電の「取付け工事費」は補助の対象としてよい | | | — |
| ほかの補助併用 | 可 | | | 不可 |

お問い合わせ先 上山市建設課 建築・住宅係 電話：023-672-1111 (内線429)

令和8年4月1日から申請を受け付けます

住宅耐震関係補助金

【耐震診断】補助率90% (自己負担2万円程度)・耐震診断士派遣

平成12年以前着工の2階建て以下木造住宅について、耐震診断を実施する際の補助

【耐震改修工事】補助率50% (上限140万円) 注:耐震診断を受けていることが前提

診断結果をふまえた耐震設計を行い、耐震指数を1.0以上にする工事

【減災対策工事等】補助率80% (上限30万円)

注:あらかじめ耐震診断を受け、耐震性がない住宅が対象

(1) 診断結果をふまえた耐震設計を行い、耐震指数を0.7~1.0未満にする工事

(2) ①居室等1室の耐震指数を1.5以上にする工事

②1階のみ耐震指数を1.0以上にする工事

③屋根の軽量化や、2階以上を除却する工事

(3) 防災ベッドまたは耐震シェルターの設置

(2)③および(3)において、
昭和56年以前に着工した住宅の場合は
簡易耐震診断でも対象となります

【住替除却支援】補助率80% (上限30万円) 注:耐震診断を受けていることが前提

診断結果をふまえ、耐震性のない現住宅*を除却して耐震性のある建物(賃貸物件や施設など)へ住み替える場合、現住宅*除却に対する補助 (※現住宅への居住年数が1年以上のものに限る)

◆新築・中古を問わず新たに住宅を購入して住替える場合や、建替えによる住替えの場合は補助対象外

【危険ブロック塀除却工事】補助率50% (上限8万円)

公道(県道や市道など)や公共施設等に面して設置されているブロック塀が対象で、市の基準で危険と判断されたコンクリートブロックを除却する工事 ※除却後、新たにブロック塀等を設置する場合は補助対象外

住宅リフォーム等支援事業費補助金 補助対象条件 (以下の条件すべてを満たす方)

▼居住条件(①②③いずれかに該当)

①市内に住宅を所有し、その住宅に1年以上継続して住んでいる方

②市内の住宅所有者と同居している(または令和9年1月末までに同居予定の)2親等までの親族で、その住宅所有者から委任を受けた方

③市内に中古住宅等を取得し、令和9年1月末までに住む予定の方

▼工事を市内業者に発注すること(耐震改修、減災対策、住替除却支援を除く)

▼工事費の総額が税込み30万円以上かかること

▼申請時に工事に着手していないこと(契約前であること)

▼令和9年1月末までに完了報告書を提出すること

▼同一年度でこの補助を受けていないこと(耐震改修、減災対策、住替除却支援を除く)

▼「その他対象工事」の場合、同じ箇所の工事のほかの補助を受けていないこと

▼市税等の滞納がないこと

